

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】令和2年7月9日(2020.7.9)

【公開番号】特開2019-163061(P2019-163061A)

【公開日】令和1年9月26日(2019.9.26)

【年通号数】公開・登録公報2019-039

【出願番号】特願2019-124192(P2019-124192)

【国際特許分類】

B 6 0 N 2/70 (2006.01)

B 6 0 N 2/68 (2006.01)

【F I】

B 6 0 N 2/70

B 6 0 N 2/68

【手続補正書】

【提出日】令和2年5月28日(2020.5.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

左右に離間して配置された左右のサイドフレームを有するクッションフレームと、
板状の本体部と、前記クッションフレームに架設するための掛止部と、左右方向の位置
を規制される規制部と、を有し、乗員を支持する支持部材と、
前記サイドフレームに対して回動可能に連結された、ハイト調整機構のリンク部材と、
を備え、

前記本体部は、上向きの部分と、当該上向きの部分から前記掛止部に向けて立ち上がる
壁部とを有し、

前記規制部は、前記リンク部材の上端よりも下方、かつ、前記壁部よりも上に位置する
ことを特徴とする乗物用シート。

【請求項2】

前記支持部材に当接して前記支持部材の左右方向の位置を規制する位置規制部材をさら
に備え、

前記位置規制部材は、前記リンク部材の上端よりも下方に配置されることを特徴とする
請求項1に記載の乗物用シート。

【請求項3】

前記規制部は、前記位置規制部材の上端よりも下方に配置されることを特徴とする請求
項2に記載の乗物用シート。

【請求項4】

前記位置規制部材の上端は、前記本体部よりも上に位置することを特徴とする請求項2
または請求項3に記載の乗物用シート。